

(様式第1号)

年 月 日

永平寺町ブランド戦略推進委員会 様

申請者 住所

氏名

印

### キャラクター使用許可申請書

下記のとおり使用いたしたく、永平寺町キャラクターの使用に関する要綱を理解し、遵守いたしますので、許可されるよう申請いたします。

#### 記

|             |          |
|-------------|----------|
| 申請項目        | キャラクター画像 |
| 使用目的        |          |
| 使用物等の<br>名称 |          |
| 上記の作成<br>数量 |          |
| 備考          |          |

※使用見本（写真等）を必ず添付してください。

※デザインは、一切の変形（表情の変更等）を認めません。

(※以下は、記載の必要はありません)

上記許可申請内容に基づいて許可してよろしいか。

|        |                  |       |       |
|--------|------------------|-------|-------|
| 決<br>裁 | 商工観光課長 課長補佐 主査 係 | 受 付   | 許 可   |
|        |                  | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 摘 要    |                  | No.   |       |

## 永平寺町キャラクターの使用に関する要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、永平寺町のイメージキャラクター（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な手続きを定めるものとする。

### (使用許可申請及び使用許可)

**第2条** キャラクターを使用しようとする者は、本要綱を遵守することを前提に、あらかじめ永平寺町ブランド戦略推進委員会（以下「委員会」という。）会長（以下「会長」という。）にキャラクター使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出し、許可を受けなければならない。

- 2 会長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査しキャラクター使用許可書（様式第4号。以下「使用許可書」という。）または使用不許可書により通知するものとする。
- 3 会長は、前項の規定により許可する場合において、使用に係る許可条件（以下「許可条件」という。）を付することができる。
- 4 次のいずれかに該当するときは、申請を省略することができる。ただし、事前に使用見本（以下「見本」という。）を会長に提出すること。なお、見本を添付できない場合は、キャラクターの使用が確認できる写真等を添付するものとする。
  - (1) 永平寺町および永平寺町ブランド戦略推進委員会が広報活動を目的として使用する時。
  - (2) 永平寺町ブランド戦略推進委員会に属している団体が広報活動を目的として使用する時。
  - (3) 報道機関が報道または広報の目的で使用するとき。
  - (4) その他会長が特に認めるとき。

### (申請書の添付資料)

**第3条** 申請書にはキャラクターの見本を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、キャラクターの使用が確認できる写真等を添付するものとする。

### (使用許可の制限)

- 第4条** 会長は、次のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用を許可しないものとする。
- (1) 指示された色、形状等に沿って使用しないとき、またはそのおそれがあると認められるとき。
  - (2) 公序良俗に反するとき。
  - (3) 永平寺町の信用やイメージを損なうおそれがあると認めるとき。
  - (4) 特定の政治、思想、宗教的活動に使用またはそのおそれがあると認めるとき。
  - (5) その他会長がキャラクターの使用について適当でないとき。

### (使用責任)

- 第5条** 会長から使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、キャラクターの使用物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、永平寺町および協議会に迷惑をおよぼさないよう処理しなければならない。
- 2 使用者が、キャラクターの使用に際して、故意または過失により永平寺町および協議会に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

### (第三者に対する権利侵害)

- 第6条** 会長は、使用者がキャラクターの使用により第三者の権利を侵害するに至ったときにおいても、その侵害についての一切の責を負わないものとする。

### (使用許可の変更)

- 第7条** 使用者は、許可事項に変更が生じるときは、キャラクター使用許可変更申請書（様式第2号）に使用許可書および変更後の見本を添えて会長に提出し、改めて変更後の使用許可を受けなければならない。ただし、変更後の見本を添付できない場合は、キャラクターの使用が確認できる写真等を添付するものとする。

### (使用許可の辞退申請)

- 第8条** 使用者は、キャラクターを使用する必要がなくなったときは、キャラクター使用許可辞退届（様式第3号。以下「辞退届」という。）に、使用許可書（変更があったときは変更後のもの）を添えて会長に提出しなければならない。
- 2 会長は、辞退届の提出があったときは、その内容を審査し使用許可取消通知書により通知するものとする。

### (使用許可の取消事由)

- 第9条** 会長は、第2条の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。
- (1) 使用者がこの要綱または許可条件に違反したとき。
- (2) 申請内容と異なるとき。
- (3) 第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 2 会長は、前項の規定により使用の許可を取り消したときは、使用許可取消通知書により通知するものとする。
- 3 会長は、使用者が第1項の規定により使用の許可を取り消され、これによって使用者が損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

### (使用実態の調査)

- 第10条** 会長は、使用許可を受けたキャラクターの使用状況について、調査をすることができる。使用者は会長から要請を受けた場合は、キャラクターの使用実態を報告するとともに使用物等を提供しなければならない。

### (申請情報の取り扱い)

- 第11条** 会長は、キャラクターの使用許可にあたり取得した申請者の個人情報を、永平寺町個人情報保護条例の趣旨に則り、適正に取り扱わなければならない。

**(使用料)**

**第12条** キャラクターの使用料は、無料とする。

**(目的外使用および権利譲渡の禁止)**

**第13条** 使用者は、第2条の許可を受けた事項以外の目的にキャラクターを使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

**(その他)**

**第14条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。